

温室効果ガス排出削減等指針検討委員会
上水道・工業用水道部門ワーキンググループの設置趣旨

1. 趣旨

平成 20 年 6 月に公布された地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律において、事業者は、温室効果ガスの排出削減に資するような設備の選択や使用を行うよう努めることとされ（第 23 条）、また、国民が日常生活において利用する製品やサービスについて、できるだけ温室効果ガスの排出量が少ないものの製造・提供を行うとともに、その利用に伴う温室効果ガスの排出量について、情報提供を行うよう努めることとされている（第 24 条）。

主務大臣は、事業者がこうした努力義務を果たす上で講ずべき措置に関して、必要な指針（排出抑制等指針）を策定することとされている（第 25 条）。このため、これまで排出抑制等指針に関する考え方や技術的な側面について助言を得るための場として、環境省は、委託事業の形で「温室効果ガス排出抑制等指針検討委員会」を設置し、関係者に検討いただいていた。

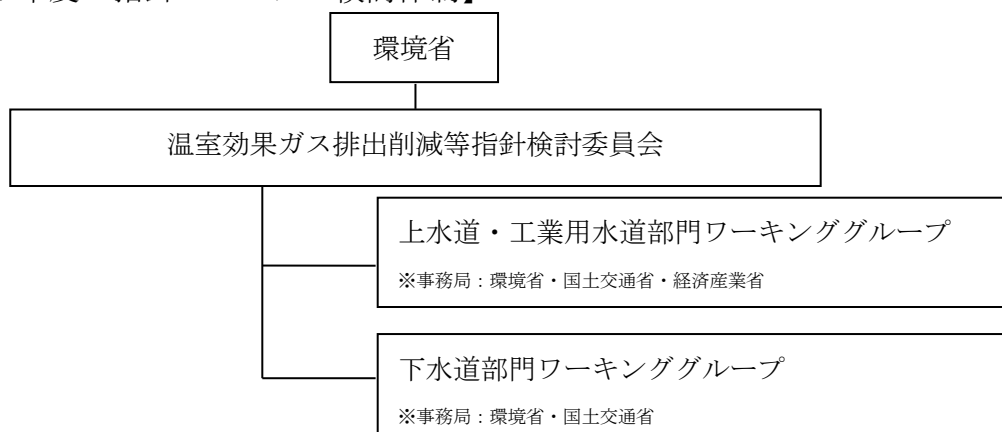
上水道・工業用水道部門については、平成 26 年度に、温室効果ガス排出抑制等指針検討委員会上水道・工業用水道部門ワーキンググループの検討を踏まえ、指針案を作成した。

さらに平成 27 年度には、策定された上水道・工業用水道部門の指針について、詳細かつ分かりやすく解説した解説資料（以下「指針マニュアル」という。）が策定された。

加えて令和 3 年 5 月の法改正により、「2050 年までの脱炭素社会の実現」が基本理念に位置付けられ、「排出抑制等指針」は「排出削減等指針」と改称された。

現行の指針マニュアル策定から約 10 年が経過していることから、指針マニュアルの改訂を行うことを目的として、温室効果ガス排出削減等指針検討委員会のもと上水道・工業用水道部門ワーキンググループを設置し検討を行う。

【令和 7 年度の指針マニュアル検討体制】



2. 令和7年度の検討事項

上水道・工業用水道部門に関する指針マニュアルの改訂に向けて検討する。

3. 委員（五十音順、敬称略）

石井 源一 千葉県企業局 水道部 浄水課 副技監

井上 裕彦 大阪広域水道企業団 広域事業部 技術管理課

金子 誠司 公益社団法人日本水道協会 工務部 規格課長

○小泉 明 東京都立大学大学院 都市環境科学研究科 都市基盤環境学域 特任教授

高田 浩幸 一般社団法人日本工業用水協会 専務理事

田中 敏彦 東京都水道局 浄水部 設備技術担当課長

横井 浩人 一般社団法人日本水道工業団体連合会 技術情報委員会委員

○：座長

4. スケジュール

第1回（2025年10月）

：指針マニュアルの改訂方針について議論

第2回（2025年12月頃）

：指針マニュアルの改訂案について議論

第3回（2026年1月頃）

：取りまとめ

5. 庶務

本ワーキンググループの委員委嘱等を含む庶務は、環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室の同意を得て、株式会社三菱総合研究所において処理する。

以上